

寄付金に対する減免税措置について (個人の場合)

学校法人根津育英会武蔵学園へのご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

* 入学時のご寄付については、「学校の入学に係る寄付金」とみなされ、寄付金控除の対象から除外されますのでご注意ください。

寄付金控除については、「税額控除」または「所得控除」のどちらか一方を選択して控除を受けることになります。

- ① 「税額控除」を選択される方は次の算式により算出された額が「寄付金控除」として課税される所得金額に対する税額から控除されます。ただし、その年の所得税額の上限は25%まで。
 $(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額}$
- ② 「所得控除」を選択される方は次の算式により算出された額が「寄付金控除」として所得金額の合計から控除されます。「寄付金額」については、年間総所得額の40%までが対象となり、所得税率をもとにして控除額を算定します。
 $(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$

控除を受ける場合は、寄付をした年分の確定申告が必要となります。

- ・ 税額控除を選択される方は「税額控除対象法人の証明書の写し」を
 - ・ 所得控除を選択される方は「特定公益増進法人の証明書の写し」を
- 領収書に添付してご使用ください。証明書の写しは、当事務局より領収書に同封してお送りいたします。

個人住民税の寄付金税額控除は、地方自治体の条例により指定された場合に限りです。本法人は、「東京都が条例で指定する寄附先」であり、「練馬区が条例で指定する寄附先」でもありますことを申し添えいたします。

詳細につきましては、最寄りの税務署に確定申告に関する事前相談の「予約」をしてください。「予約」をする際には、予約日までに必要な書類が何であるのかを確認してください。必ず（予約日の）事前相談をしていただきたいと存じます。

所得税の寄付金控除の目安

* 減税金額の目安（年末調整が終わった方で、給与1か所の場合）

寄付金額→ 課税される所得金額↓	寄付金額 1万円		寄付金額 5万円		寄付金額 10万円		寄付金額 50万円		寄付金額 100万円	
	税額控除を選択すると	所得控除を選択すると	税額控除を選択すると	所得控除を選択すると	税額控除を選択すると	所得控除を選択すると	税額控除を選択すると	所得控除を選択すると	税額控除を選択すると	所得控除を選択すると
300万円	減税額は 3,200円	減税額は 800円	減税額は 19,200円	減税額は 4,800円	減税額は 39,200円	減税額は 9,800円	減税額は 50,625円	減税額は 49,800円	減税額は 50,625円	減税額は 99,800円
500万円	減税額は 3,200円	減税額は 1,600円	減税額は 19,200円	減税額は 9,600円	減税額は 39,200円	減税額は 19,600円	減税額は 143,125円	減税額は 99,600円	減税額は 143,125円	減税額は 199,600円
600万円	減税額は 3,200円	減税額は 1,600円	減税額は 19,200円	減税額は 9,600円	減税額は 39,200円	減税額は 19,600円	減税額は 193,125円	減税額は 99,600円	減税額は 193,125円	減税額は 199,600円
700万円	減税額は 3,200円	減税額は 1,840円	減税額は 19,200円	減税額は 11,040円	減税額は 39,200円	減税額は 22,540円	減税額は 199,200円	減税額は 114,540円	減税額は 243,500円	減税額は 229,540円
1,000万円	減税額は 3,200円	減税額は 2,640円	減税額は 19,200円	減税額は 15,840円	減税額は 39,200円	減税額は 32,340円	減税額は 199,200円	減税額は 164,340円	減税額は 399,200円	減税額は 329,340円
2,000万円	減税額は 3,200円	減税額は 3,200円	減税額は 19,200円	減税額は 19,200円	減税額は 39,200円	減税額は 39,200円	減税額は 199,200円	減税額は 199,200円	減税額は 399,200円	減税額は 399,200円

* 「課税される所得金額」とは、〔所得金額（給与等の収入金額－給与所得控除額）〕から〔基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額〕を控除した金額をいいます。

* 所得税の税率は、平成27年1月1日現在の法令によります。